

自由金利型定期預金（M型）「スーパー定期預金（複利型）」

商品名		自由金利型定期預金（M型）（愛称：スーパー定期預金（複利型））
取扱科目		定期預金
販売対象		個人のお客様に限らせていただきます。
期間		○ 定型方式 3年、4年、5年 ※ 預入時のお申し出により、自動継続（利息受取型または元金成長型）または継続無しのお取扱いができます。 ○ 満期日指定方式 3年超5年未満 ※ 自動継続のお取扱いはできません。
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	300万円以上1,000万円未満
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括してお支払いします。
利息	適用金利	固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）で、6ヶ月毎の複利計算により算出します。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	税金	利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。（マル優ご利用の場合は非課税） ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
	金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へお問い合わせ下さい。
手数料		必要ございません。
付加できる特約事項		自動継続扱いのものを、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用いただけます。

中途解約時の取り扱い

満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎に複利計算した利息とともにお支払いします。

○ 契約期間が3年以上4年未満のもの

- A 実際の預入期間が6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B 実際の預入期間が6ヶ月以上1年未満 約定利率×40%
- C 実際の預入期間が1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50%
- D 実際の預入期間が1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60%
- E 実際の預入期間が2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70%
- F 実際の預入期間が2年6ヶ月以上4年未満 約定利率×90%

○ 契約期間が4年以上5年未満のもの

- A 実際の預入期間が6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B 実際の預入期間が6ヶ月以上1年未満 約定利率×40%
- C 実際の預入期間が1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50%
- D 実際の預入期間が1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60%
- E 実際の預入期間が2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70%
- F 実際の預入期間が2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×80%
- G 実際の預入期間が3年以上5年未満 約定利率×90%

○ 契約期間が5年のもの

- A 実際の預入期間が6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B 実際の預入期間が6ヶ月以上1年未満 約定利率×30%
- C 実際の預入期間が1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×40%
- D 実際の預入期間が1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×50%
- E 実際の預入期間が2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×60%
- F 実際の預入期間が2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×70%
- G 実際の預入期間が3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 実際の預入期間が4年以上5年未満 約定利率×90%

苦情処理措置・ 紛争解決措置	○ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓口：益田信用組合 業務推進部】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後3時 電話：0576-25-2009 なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.masushin.jp ○ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
その他参考となる事項	本商品は預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 詳細につきましては、自由金利型定期預金（M型）規定および自動継続自由金利型定期預金（M型）規定をご覧ください。

（2016年3月29日現在適用中）